

自治基本条例策定分科会 条文骨子案

前文

私たちのまち海津市は、西にそびえる養老山地、木曾三川と呼ばれ清らかな水をたたえる揖斐川、長良川、木曾川や希少生物であるハリヨなどを有する豊かな自然に囲まれ、縄文時代の遺跡や貝塚に始まり江戸時代から明治時代では、治山治水工事など長く水と戦ってきた過去があり、史蹟千本松原、広く親しまれる千代保稲荷神社など歴史と伝統がいきづくまちです。

現在は成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。

こうした背景のもと、海津市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、海津市の将来像である“協働が生み出す 魅力あふれるまち 海津”の実現を確実なものとするため、ここに自治基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、海津市における自治に関する基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民 市民とは、市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民自治 市民自治とは、市民が自主的に地域課題の解決や地域資源の創造など魅力あふれる地域社会をつくるために行う活動をいう
- (3) 市民自治協議会 市民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が市民自治を行うため自主的に設立し、市民自治活動の主体が自主的に参加できる組織をいう。

(基本原則)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

- (1) 市民自治の原則 市民自治がまちづくりの基本であること。
- (2) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報が、すべてのまちづくりの担い手の間で共有されること。
- (3) 市民参加の原則 一人ひとりの人権が尊重され、参加の権利が保障されること。
- (4) 協働の原則 市民・議会・行政の基本的な関係は、対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。
- (5) 地域尊重の原則 地域特有の歴史、文化、風土や景観などの「地域の個性」を尊重すること。

(市民の権利)

第4条 市民は、市から提供される情報を受けとるだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利を有する。

2 市は、政策や施策を立案する意思形成の段階や、実施しようとする段階、さらにそれらを評価する段階等、これらの過程で、市民が参画することを保障しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民自身が自治の主体やまちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わらなければならない。

2 市民は、市政に対して関心をもち、協働し、地域社会の発展のために寄与する事に努めなければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として公正で効率的な行政運営をしなければならない。

2 市長は、まちづくりに関する情報を市民に提供し、市民と共有するように努めなければならない。

3 市長は、市民の主體的なまちづくりを促し、協働してまちづくりを進めなければならない。

(職員の責務)

第7条 職員は、市全体の奉仕者であることを認識し、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

3 職員は、自らも地域の一員であることを認識し、市民と協働してまちづくりに取り組まなければならない。

(議会の基本的な役割)

第8条 議会は、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視しなければならない。

2 議会は、議員が立法の活動を行えるよう、自立的な組織体制の整備に努めなければならない

(議会活動の説明責任及び情報の公開・提供)

第9条 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かり易く説明しなければならない。

2 議会は、公開とし、市民に開かれた場としなければならない。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の代表であることを自覚して、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

2 議員は、議会活動や市政に関する状況等について、市民に説明するよう努めなければならない。

(市民自治活動の主体)

第11条 市民自治活動の主体は、地縁団体をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

(市民自治協議会の設立要件)

第12条 市民は、市民自治協議会を設立することができるものとし、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない。

(1) 区域を定めていること。

(2) 会員は、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。

(3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。

(4) 目的・名称・区域・事務所の所在地・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。

(5) 役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。

(市民自治協議会の役割等)

第13条 市民自治協議会は、市の総合計画の策定及び変更やその他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、市長に答申することができる。

- 2 市長は、市民自治協議会の答申を尊重するよう努めなければならない。
- 3 市民自治協議会は、市や市民自治活動の主体、その他の組織と連携して活動を行う。
- 4 市民自治協議会が設立された場合は、その代表者が、市長に設置の届出をしなければならない。

(市民自治協議会への支援)

第14条 市は、市民自治協議会が設置された場合は、市民自治活動に対する財政支援やその他市民自治の推進に関する支援を行うことができる。

(住民投票の請求)

第15条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができる

(住民投票の発議)

第16条 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

- 2 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

(住民投票の実施)

第17条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施しなければならない。

(投票資格)

第18条 住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

(住民投票の結果の尊重)

第19条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

(行政運営の方針)

第20条 市は、社会情勢の変化に迅速に対応できる組織にするため、市民に分かりやすく簡素で機能的かつ、効率的な行政組織を整備するよう努めなければならない。

- 3 市は、職員に自己の能力を向上させることができる機会を与えるよう努めなければならない。
- 4 市は、市民から苦情等があったときは、事実関係等を調査し、回答しなければならない。

(行政評価)

第21条 市は、総合計画の重要な事業について評価を実施し、評価の結果を分かりやすく市民に公表しなければならない

- 2 市は、評価の結果を政策及び事業に反映するよう努めなければならない。

(意思決定過程の情報共有)

第22条 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

(情報の収集及び管理)

第23条 市は、まちづくりに必要な情報の収集に努め、その収集した情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報保護)

第24条 市は、個人情報の漏えい等により、個人の権利及び利益が侵害されることのないように努めなければならない。

(この条例の検討及び見直し)

第25条 市は、この条例の施行後5年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

自治基本条例 条文骨子案について

1. 条文骨子案から削除したもの

(外部監査)

- ①市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保すること
- ②市は、外部監査人による特定の事業等に関する監査を実施すること

○事務局コメント

- ・市に監査委員会があることから必要ないと思われるため削除しました。

(情報公開のあり方、情報共有について)

(1) 情報取得の権利

- ①市民は、市政に関する情報の提供を要求し取得する権利があること

(2) 意思決定過程の情報共有

- ①市は、市民に市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めること

○事務局コメント

- ・同様の条文骨子案があるので、記載する必要がないと思われるため削除しました。
- ・情報取得の権利は、第4条第1項
- ・意思決定過程の情報共有は、第4条第2項

2. 検討が必要と思われるもの

- ①「まちづくり」という語句が使われているが定義は必要ないか。
- ②第5条（市民の責務）の条文を整理する必要はないか。
- ③第24条（個人情報の保護）は市民若しくは各種団体も義務を負うべきではないか。
- ④第25条（この条例の検討及び見直し）は施行後5年以内としたが妥当か。
- ⑤全体的に整合性はとれているか。